「町長への手紙」の使い方

・町長への手紙は、切手不要の便せん（封筒）になっています。
・用紙をキリトリ線で切り離し、「のりしろ」の部分にのりを付け、記入いただいたご意見が内側になるよう二つに折って貼り合わせてください。切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。
・この便せんは、令和9年3月31日㈬まで使用できます。

▼回答できない事例

ご意見などの内容が、次に該当する場合は、回答できないことがあります。

・内容、趣旨が不明なもの
・特定の個人や団体をひぼう中傷するもの
・営利を目的としていることが明らかなもの
・公序良俗に反するもの
・架空名義や第三者へのなりすましと判明したもの
・町が担当する事務でないもの
・その他、町が不適当と認めたもの

▼公開基準

町民の皆さまとの「協働のまちづくり」の推進と開かれた町政の実現を目指すため、町長への手紙とそれに対する回答を公開しています。公開の対象とするものは、町長への手紙のうち、町が文書で回答し、差出人より公開を承諾する旨の意思表示がされているものです。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

・個人が特定されるもの
・すでに公開されているものとおおむね同一の内容または類似しているもの
・その他、公開の目的に適さないと判断したもの

キリトリ

のりしろ

題　名
この線に沿って内側に折り畳んでください。
〒 ご住所　　性　別 年　齢
（ふりがな） お　名　前　　電話番号 （日中連絡のとれる）
本意見の回答を　□ 希望する　□ 希望しない　※回答を希望する場合、ご住所、お名前、電話番号を必ずご記載ください。

町全体の課題として共有していくため、町公式ホームページなどで公開することを □ 承諾する □ 承諾しない
※チェックがない場合は、承諾しないものとして扱います。

のりしろ

のりしろ